

事業主の皆様へ

那覇市企画財務部市民税課

給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)による提出について

本市の税務行政については、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、毎年1月31日までにご提出いただいている給与支払報告書について、eLTAXによる提出を推進しております。

eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した地方税の電子申告システムのことで、オフィス等のパソコンからインターネットを通じて、給与支払報告書の提出を簡単に行うことが可能です。

給与支払報告書の提出にあたっては、是非、eLTAXの利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

eLTAXのメリットや利用開始の方法は別紙のパンフレットやeLTAXのポータルサイトをご覧ください。電話でのお問い合わせが可能なヘルプデスクへお問い合わせください。

- ◆ eLTAXポータルサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ◆ eLTAXヘルプデスク 0570-081459（平日9時～17時）

裏面もご覧ください。

地方税の電子申告を行うには

エルタックス
eLTAX



eLTAX(エルタックス)を利用してインターネットで 給与支払報告書等の提出ができます！

eLTAXのメリット



- ・ 全国すべての自治体へeLTAXで提出できます。
- ・ 給与支払報告書の印刷、押印、提出先ごとの仕分け、封入作業等の**事務負担が軽減**されます。
- ・ 複数の自治体や税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」も**まとめて一度で提出**できます。
- ・ 封入誤りなどの**リスクが軽減**されます。
- ・ 郵送する場合の、作業や郵送料金等の**コストが削減**できます。

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について



令和3(2021)年1月以後に提出する給与支払報告書からは **100枚以上(改正前:1,000枚以上)** であるときは、eLTAX等による提出が義務付けられました。

これにより、令和元(2019)年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上の事業主におかれましては、令和3年度(2021年度)の給与支払報告書はeLTAX等により提出する必要があります。

※光ディスクよりもeLTAXの方が利便性が高いため那覇市ではeLTAXをおすすめしています。